

平成 27 年 8 月 7 日

「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」に関する適正手続の遵守状況の報告

企業会計基準委員会

報告の要約

本報告は、企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）が、平成 27 年 6 月 30 日に公表した「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」について、「企業会計基準等の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第 27 条に準じて、適正手続の遵守状況を報告するものである。

当委員会は、本会計基準等の開発に係る公開草案及び会計基準の公表に関する適正手続の遵守状況について、適正手続規則の各条文に照らして検討を行った。その検討の結果、適正手続の遵守状況について重要な問題は見受けられなかった。

I. 本報告の目的

1. 本報告は、当委員会が、平成 27 年 6 月 30 日に公表した「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（以下「修正国際基準」という。）について、適正手続規則第 27 条に準じて、適正手続の遵守状況を報告するものである。

II. 適正手続の遵守状況

2. 修正国際基準に関する適正手続は、日本基準の開発に関して適正手続を定めた適正手続規則に準じて行われた。修正国際基準の開発に関する適正手続の遵守状況は以下のとおりである。

公開草案の公表

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
公開草案に関する 企業会計基準委員 会及び専門委員会 の審議の状況	第 7 条 第 1 項 委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	公開の親委員会 ¹ において 19 回、公開の作業部会 ² において 17 回の審議が公開で行われた。詳細は（別紙）を参照のこと。
	第 9 条 第 1 項 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね 1 週間前に審議資料を委員に送付する。	審議資料は、準備の都合上、親委員会の 2～3 日前の送付となった例が散見された。
	第 11 条の 2 委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと	親委員会及び作業部会において出席した委員は直接参加しており、電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用したこと

¹ 「親委員会」は、会合としての企業会計基準委員会を指す。

² 「作業部会」は、「IFRS のエンドースメントに関する作業部会」を指す。

	認める場合、委員は、委員会に電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用して出席することができる。	はなかった。								
	第 12 条 第 5 項 委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。	親委員会及び作業部会において、欠席した委員による書面を提出しての意見の表明はなかった。								
アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況	第 18 条 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。 第19条 アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会又は専門委員会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。	財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人に対してアウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施した。 アウトリーチの概要については、その後の親委員会の審議の中で適宜報告している。 なお、実施したアウトリーチの実施状況は以下のとおりである³。 <table><tr><td>対象</td><td>回数</td></tr><tr><td>財務諸表作成者</td><td>6 回</td></tr><tr><td>財務諸表利用者</td><td>3 回</td></tr><tr><td>監査人</td><td>13 回</td></tr></table>	対象	回数	財務諸表作成者	6 回	財務諸表利用者	3 回	監査人	13 回
対象	回数									
財務諸表作成者	6 回									
財務諸表利用者	3 回									
監査人	13 回									
公開草案の公表に関する議決（反対意見の取扱い）	第 12 条 第 1 項 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理の公表に関して、定款第 56 条の定めに従い、委員	平成 26 年 7 月 24 日開催の第 292 回親委員会において公開草案の公表議決が行われ、出席委員 13 名全員（委員総数 13 名）の賛成により公表が承認され								

³ 関連するセクターに属する団体との意見交換のほか、当該団体の会合への参加も含んでいる。

	の 5 分の 3 以上の多数を持って議決する。	た。この承認を受けて、平成 26 年 7 月 31 日に修正国際基準の公開草案を公表した。
	第 12 条 第 6 項 委員会に欠席した委員が書面により議決に参加することは認められない。	出席委員により議決要件が充足され、出席委員により議決が行われた。
公開草案の公開期間	第 17 条 第 3 項 前 2 項による公開の期間は、原則として、2ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。	平成 26 年 7 月 31 日にコメント募集を開始し、平成 26 年 10 月 31 日までをコメント受付期間(3ヶ月)とした

企業会計基準等の公表

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況																		
公開草案に寄せられた意見のホームページへの掲載及び公開草案に寄せられた意見に対する対応のホームページへの掲載	第 17 条 第 4 項 公開草案及び論点整理に対して寄せられた意見については、提出者名を含めてすべて財務会計基準機構のホームページに公開する。それらの寄せられた意見については、委員会において適時に検討を行い、検討の結果を財務会計基準機構のホームページに公開する。	本公開草案に寄せられた意見は、平成 26 年 11 月 7 日に財務会計基準機構のホームページへ掲載した。なお、寄せられたコメントは、19 件であり、コメント提出者の属性別の内訳は次のとおりである。 [団体等] <table><tr><th>属性</th><th>提出者数</th></tr><tr><td>財務諸表作成者</td><td>6</td></tr><tr><td>財務諸表利用者</td><td>2</td></tr><tr><td>監査人</td><td>6</td></tr><tr><td>合計</td><td>14</td></tr></table> [個人] <table><tr><th>属性</th><th>提出者数</th></tr><tr><td>財務諸表利用者</td><td>1</td></tr><tr><td>学識経験者等</td><td>4</td></tr><tr><td>合計</td><td>5</td></tr></table> また、本公開草案に寄せら	属性	提出者数	財務諸表作成者	6	財務諸表利用者	2	監査人	6	合計	14	属性	提出者数	財務諸表利用者	1	学識経験者等	4	合計	5
	属性	提出者数																		
	財務諸表作成者	6																		
	財務諸表利用者	2																		
監査人	6																			
合計	14																			
属性	提出者数																			
財務諸表利用者	1																			
学識経験者等	4																			
合計	5																			

		れた意見の概要とそれに対する対応は、最終基準公表日の平成27年6月30日に財務会計基準機構のホームページへ掲載した。
公開草案に寄せられた意見に関する委員会の審議の状況	第7条 第1項 委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	公開草案の公表後、親委員会において5回、専門委員会において5回の審議が公開で行われた。詳細は（別紙）を参照のこと。
	第9条 第1項 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね1週間前に審議資料を委員に送付する。	審議資料は、準備の都合上、親委員会の2～3日前の送付となった例が散見された。
	第11条の2 委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会に電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用して出席することができる。	親委員会及び作業部会において出席した委員は直接参加していた。電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用したことはなかった。
	第12条 第5項 委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。	作業部会、親委員会において、欠席した委員による書面を提出しての意見の表明はなかった。

アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況	第 18 条 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。 第19条 アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会又は専門委員会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。	財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人に対してアウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施した。 アウトリーチの概要については、その後の親委員会の審議の中で適宜報告している。 なお、実施したアウトリーチの実施状況は以下のとおりである⁴。 <table><tr><td>対象</td><td>回数</td></tr><tr><td>財務諸表作成者</td><td>2 回</td></tr><tr><td>財務諸表利用者</td><td>1 回</td></tr><tr><td>監査人</td><td>5 回</td></tr></table>	対象	回数	財務諸表作成者	2 回	財務諸表利用者	1 回	監査人	5 回
対象	回数									
財務諸表作成者	2 回									
財務諸表利用者	1 回									
監査人	5 回									
再公開草案の必要性に関する審議の状況	第 17 条 第 5 項 企業会計基準等を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。	本公開草案の最終基準化にあたって、再度公開草案を公表する必要性の有無について平成 27 年 6 月 29 日開催の第 314 回親委員会において審議を行った。公開草案の提案内容を変更する方向で審議を行ってきた項目について公開草案での提案、公開草案に寄せられたコメント等を踏まえての対応及び変更の理由を記載した資料に基づき審議を行った。 審議の結果、再公開草案の必要性はないことが了承された。								
企業会計基準等の公表に関する議決（反対意見の取扱い）	第 12 条 第 1 項 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理の公表に関して、定款	本会計基準等は、平成 27 年 6 月 29 日開催の第 314 回親委員会において出席委員 12 名全員（委員総数 13 名）の賛成により公表								

⁴ 関連するセクターに属する団体との意見交換のほか、当該団体の会合への参加も含んでいる。

	第 56 条の定めに従い、委員の 5 分の 3 以上の多数を持って議決する。	することが承認された。その後、平成 27 年 6 月 30 日に公表した。
	第 12 条 第 2 項 企業会計基準を公表する際、企業会計基準の公表に賛成した委員と反対した委員の名前を企業会計基準に記載する。企業会計基準適用指針及び実務対応報告については、出席委員数と賛成委員数を記載する。	「修正国際基準の適用」第 8 項、企業会計基準委員会による修正会計基準第 1 号「のれんの会計処理」第 8 項及び企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」第 13 項に賛成した委員名を記載している。 なお、修正国際基準の公表に反対した委員はいなかった。
	第 12 条 第 3 項 企業会計基準等の議決に委員が反対した場合、企業会計基準等に、反対した委員の反対理由を記載する。	本会計基準等の公表に反対した委員はいなかったので、反対した委員の反対理由の記載はない。
	第 12 条 第 6 項 委員会に欠席した委員が書面により議決に参加することは認められない。	出席委員により議決要件が充足され、出席委員により議決が行われた。

以 上

(別紙) 親委員会及び作業部会の審議の状況

公開草案に関する親委員会及び作業部会の審議の状況

1. 公開草案の公表までの親委員会及び作業部会における審議の状況は以下のとおりである。

(親委員会)

回数	開催日	審議内容
第 268 回	平成 25 年 7 月 10 日	・ IFRS のエンドースメント手続に関する計画の概要 (案)
第 269 回	平成 25 年 7 月 25 日	・ IFRS のエンドースメントに関する作業部会の設置について少数株主持分の取扱い
第 271 回	平成 25 年 8 月 28 日	・ IFRS のエンドースメント手続に関する計画の概要 (案) ・ IFRS と日本基準の比較
第 273 回	平成 25 年 10 月 3 日	・ IFRS と日本基準の比較
第 274 回	平成 25 年 10 月 17 日	・ IFRS と日本基準の比較
第 275 回	平成 25 年 10 月 31 日	・ IFRS と日本基準の比較 ・ 初度適用についての検討
第 277 回	平成 25 年 12 月 12 日	・ IFRS と日本基準の比較 ・ 「検討が必要な項目」として抽出された論点の検討
第 278 回	平成 25 年 12 月 25 日	・ 「検討が必要な項目」として抽出された論点の検討
第 279 回	平成 26 年 1 月 10 日	・ 「検討が必要な項目」として抽出された論点の検討
第 281 回	平成 26 年 2 月 7 日	・ 「検討が必要な項目」として抽出された論点の検討 ・ 「検討が必要な項目」として抽出された論点についての整理 ・ OCI のリサイクリング処理及び当期純利益に関する論点の整理
第 283 回	平成 26 年 3 月 12 日	・ のれんの非償却についての主張の整理 ・ のれんの非償却の論点の検討 ・ 資本性金融商品の OCI オプションの論点の検討
第 284 回	平成 26 年 3 月 27 日	・ 退職給付に関する再測定部分の論点の検討 ・ 諸外国における IFRS の適用方法の紹介

第 285 回	平成 26 年 4 月 14 日	・ 仮にのれんの非償却及びノンリサイクリング処理について「削除又は修正」した場合の検討
第 287 回	平成 26 年 5 月 15 日	・ 今後の進め方
第 288 回	平成 26 年 5 月 29 日	・ 仮にのれんの非償却及びノンリサイクリング処理について「削除又は修正」した場合の文案の検討
第 289 回	平成 26 年 6 月 12 日	・ 仮にのれんの非償却及びノンリサイクリング処理について「削除又は修正」した場合の文案の検討 ・ 有形固定資産及び無形資産の再評価剰余金についての検討 ・ 開示規定に関する整理
第 290 回	平成 26 年 6 月 29 日	・ 仮にのれんの非償却及びノンリサイクリング処理について「削除又は修正」した場合の文案の検討
第 291 回	平成 26 年 7 月 11 日	・ 仮にのれんの非償却及びノンリサイクリング処理について「削除又は修正」した場合の文案の検討
第 292 回	平成 26 年 7 月 24 日	・ 発効日及び経過措置 ・ 公開草案の公表議決

(IFRS のエンドースメントに関する作業部会)

回数	開催日	審議内容
第 1 回	平成 25 年 8 月 27 日	・ IFRS のエンドースメント手続に関する計画の概要 (案) ・ IFRS と日本基準の比較
第 2 回	平成 25 年 9 月 12 日	・ IFRS と日本基準の比較
第 3 回	平成 25 年 10 月 8 日	・ IFRS と日本基準の比較
第 4 回	平成 25 年 10 月 23 日	・ IFRS と日本基準の比較 ・ 初度適用についての検討
第 5 回	平成 25 年 11 月 21 日	・ IFRS と日本基準の比較 ・ 「検討が必要な項目」として抽出された論点の検討
第 6 回	平成 25 年 12 月 19 日	・ 「検討が必要な項目」として抽出された論点の検討
第 7 回	平成 26 年 1 月 9 日	・ 「検討が必要な項目」として抽出された論点の検討

		討
第 8 回	平成 26 年 2 月 3 日	・「検討が必要な項目」として抽出された論点の検討 ・「検討が必要な項目」として抽出された論点についての整理 ・OCI のリサイクリング処理及び当期純利益に関する論点の整理
第 9 回	平成 26 年 3 月 11 日	・のれんの非償却についての主張の整理 ・のれんの非償却の論点の検討 ・資本性金融商品の OCI オプションの論点の検討
第 10 回	平成 26 年 3 月 24 日	・退職給付に関する再測定部分の論点の検討 ・諸外国における IFRS の適用方法の紹介
第 11 回	平成 26 年 4 月 9 日	・仮にのれんの非償却及びノンリサイクリング処理について「削除又は修正」した場合の検討
第 12 回	平成 26 年 5 月 12 日	・今後の進め方
第 13 回	平成 26 年 5 月 22 日	・仮にのれんの非償却及びノンリサイクリング処理について「削除又は修正」した場合の文案の検討
第 14 回	平成 26 年 6 月 9 日	・仮にのれんの非償却及びノンリサイクリング処理について「削除又は修正」した場合の文案の検討 ・有形固定資産及び無形資産の再評価剰余金についての検討 ・開示規定に関する整理
第 15 回	平成 26 年 6 月 24 日	・仮にのれんの非償却及びノンリサイクリング処理について「削除又は修正」した場合の文案の検討
第 16 回	平成 26 年 7 月 7 日	・仮にのれんの非償却及びノンリサイクリング処理について「削除又は修正」した場合の文案の検討
第 17 回	平成 26 年 7 月 18 日	・仮にのれんの非償却及びノンリサイクリング処理について「削除又は修正」した場合の文案の検討 ・発効日及び経過措置

2. 公開草案公表後の親委員会及び作業部会は以下の通りである。

(親委員会)

回数	開催日	審議内容
第 301 回	平成 26 年 12 月 1 日	・ 公開草案に対するコメント分析
第 303 回	平成 27 年 1 月 9 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応 ・ ガイダンス及び教育文書に関する検討
第 304 回	平成 27 年 1 月 23 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応
第 305 回	平成 27 年 2 月 6 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応 ・ 修正国際基準の適用時期
第 314 回	平成 27 年 6 月 29 日	・ 公開草案を再度公表する必要性の有無 ・ 修正国際基準の公表議決

(IFRS のエンドースメントに関する作業部会)

回数	開催日	審議内容
第 18 回	平成 26 年 11 月 21 日	・ 公開草案に対するコメント分析
第 19 回	平成 26 年 12 月 22 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応 ・ ガイダンス及び教育文書に関する検討
第 20 回	平成 27 年 1 月 6 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応
第 21 回	平成 27 年 1 月 19 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応
第 22 回	平成 27 年 2 月 5 日	・ 公開草案に対するコメントへの対応 ・ 修正国際基準の適用時期

以 上